

橋本市規則第 31 号

橋本市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 6 月 13 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

橋本市消防職員委員会に関する規則(平成 18 年橋本市規則第 178 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(委員会の会議及び議事等) 第 9 条 委員会の会議は、毎年度 <u>1 回以上</u> 開催する。 2～6 略	(委員会の会議及び議事等) 第 9 条 委員会の会議は、毎年度の前半に <u>1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、</u> 開催する。 2～6 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。